

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊生企第481号

令和元年5月29日

万引き防止に向けた総合的な対策の強化について（通達）

【概要】

本通達は、検挙被疑者が少年から高齢者まで各層に広がり、換金や転売を目的とした大量又は高額の商品を窃取する手口が認められるなど、被害者の経営に支障を生じかねない深刻な打撃を与えていることから、万引きを防止するための総合的な対策を示したものである。